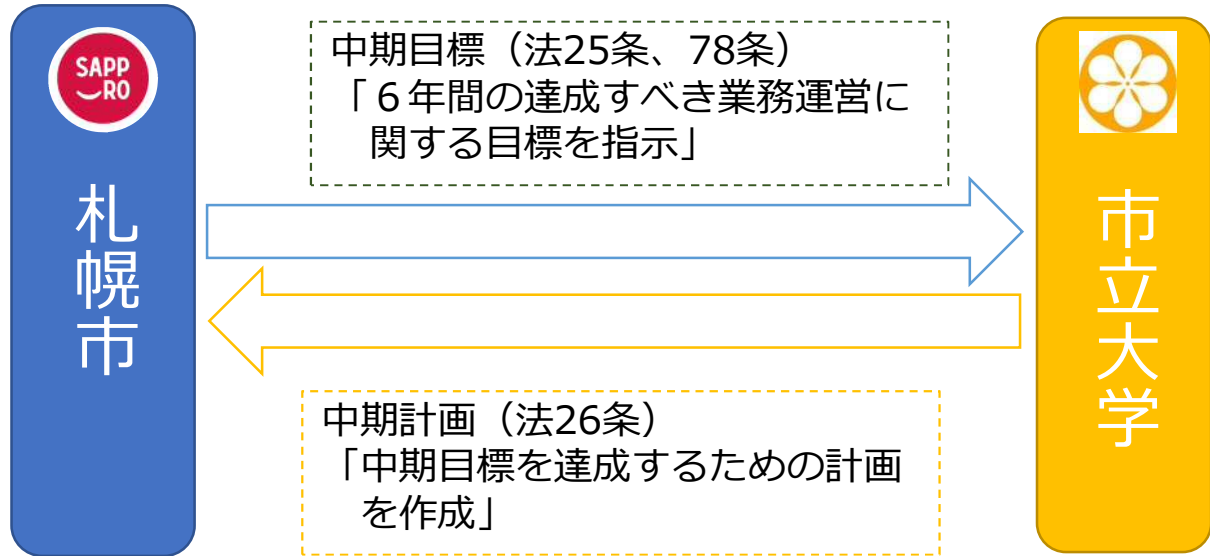


「中期目標」～設立団体(札幌市)が、公立大学法人(札幌市立大学)に対して、6年間の達成すべき、業務運営に関する目標を指示する。  
 「中期計画」～設立団体(札幌市)が策定した中期目標を達成するために、公立大学法人(札幌市立大学)が策定する計画、設立団体(札幌市)が認可を行う。



(中期目標と中期計画の比較)

	中期目標	中期計画
策定者	公立大学法人の設立者 (札幌市長)	公立大学法人札幌市立大学
現行計画 期間	第三期(H30.4.1～R6.3.31)	
計画の性質	公立大学法人の設立団体の長(市長)は、6年間において、公立大学が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示し、公表しなければならない。 (法25条第1項)	独立行政法人は、中期目標による指示を受けた時は、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。 (法26条第1項)
評価委員会の役割	設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴取しなければならない (法25条第3項)	設立団体の長が法人の中期計画を認可しようとするときは、評価委員会の意見を聴取しなければならない (法26条第3項)
議会の役割	中期目標の策定及び変更に関する議決 (法25条第3項)	法律上の定めはない。 ただし、第三期の中期計画では、市議会総務委員会に報告を行っている。